

# 区連会 資料 4-1

旭区社協発第 545 号  
令和 5 年 2 月 17 日

各自治会町内会長 様  
広報ご担当者 様

社会福祉法人  
横浜市旭区社会福祉協議会  
会長 池田 宏史

## 広報紙「あさひいきいき宣言 (No. 112)」の配布について (ご依頼)

時下 ますますご清祥のこととお喜び申しあげます。

日頃より、本会事業にご理解とご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、このたび本会広報紙「あさひいきいき宣言(旭区社協だより)」112号を発行しましたのでご送付させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ恐縮ではございますが広報よこはま旭区版(3月号)とともに地区内全世帯へ配布くださいますよう、お願い申しあげます。

今後も地域のみなさまに“いきいき”としていただけるような広報紙を目指し、発行していきますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

◆送付部数 広報よこはま旭区版(3月号)と同部数

担当：樋野・梅崎

電話：392-1123

FAX：392-0222



# 相手を知ること、共に生きる力を育む福祉教育

旭区社協では、年齢、障害、国籍など様々な多様性を受け入れ、共に支え合って生きる力を育む福祉教育に取り組んでいます。学校からの依頼を受け、ケアプラザや当事者団体、地域の方のご協力を得て、「福祉」を「ふだんのくらしのしあわせ」と捉えて実践している取組をご紹介します。

## ～不動丸小学校4年生の取組から～

不動丸小4年3組では、総合学習の時間で福祉について調べ学習してきました。その中で、子どもたちから「目の見えない人からお話を聞いてみたい」という声があがり、担任の先生から旭区社協に依頼がありました。「旭区視覚障害者福祉協会」会長の茅場達さんを講師としてお招きし、児童が疑問に思うこと、知りたいことを質問し交流を深めました。



### 児童の感想

- 茅場さんのお話を聞いて、障害がある、ないに関係なく同じように暮らせるんだなあと思いました。趣味の長距離マラソンをしたり、障害があってもできることがたくさんあることを知ってすごいと思いました。
- 困っていたら自分から声を掛けることで、障害のある人に気持ちよく過ごしてもらいたいと思いました。



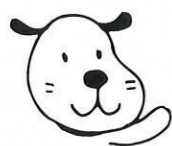
### 担任の先生から

- 実際に生の声で教えていただき、「自分たちになにができるか」につなげて考えることができました。今回学んだことを学校や地域に広げていこうと考えています。

### 視覚障害当事者 茅場達さんから

- 視覚障害者の生活について、買物、食事、困ったこと、工夫していることなど、子どもたちから多くの質問がありました。そして自分たちにどんな援助ができるのか関心をもってくれました。

白杖の使い方、役割を説明する茅場さん。「声をかけてくれることは本当にありがたいです」



福祉教育は「出会いの学習」と言われています。福祉教育の実践を通して出会った方の生き方や価値観に触れることにより、「自分になにができるだろうか」と主体的に考えられたり、気づきを得られるプログラムとなるよう、学校、講師、旭区社協の三者で協力しながら取り組んでいます。  
※福祉教育のご相談は随時受け付けておりますが、実施日のおおよそ3カ月前までにはご相談ください。

## 善意銀行に寄付いただいた方々

ありがとうございました。  
(順不同・敬称略) 令和4年9月～12月

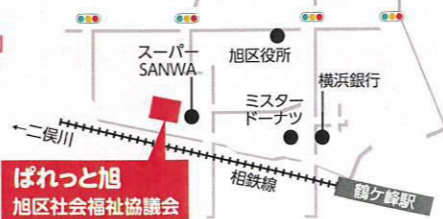
(金銭寄付) 荻窪 邦昭/PCどりーむ/神奈川土建一般労働組合横浜西支部/たかはし書道教室/旭区民生委員児童委員協議会/都岡町内会チャリティーもちつき会/伊志嶺 朝之/伊藤 志壽江/匿名2件  
(物品寄付) 西山 勉/医療法人社団 司命堂会 介護老人保健施設希望の森/ハッ橋 政彦/神奈川県理容生活衛生同業組合旭支部/一般財団法人 ポケモン・ウィズ・ユア財団/モヤ→キラ委員会@旭/匿名12件

善意銀行とは、皆様からの善意の寄付金品をお預かりし、必要なところ、または希望された区内福祉施設や当事者団体、地域福祉活動団体などへ配分し、皆様の善意を広げていく事業のことです。

## 発行 社会福祉法人 横浜市旭区社会福祉協議会

〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-6-35  
TEL:045-392-1123 FAX:045-392-0222  
<https://www.palletasahi.jp/> 旭区社協

●アクセス●  
相鉄線「鶴ヶ峰駅」  
北口より徒歩8分



ぱれっと旭  
旭区社会福祉協議会

# 旭区社協だより No. 112

令和5年3月1日発行

あさひ 共に支えられ 生きていく

# いきいき宣言



この広報紙は、「赤い羽根」共同募金の配分金で発行しています。

<https://www.palletasahi.jp/>

旭区社協

# 地域で子どもを育てる

子どもたちが保護者や学校の先生だけでなく、地域の方々と遊び、学び、ともに時を過ごすことで、あいさつを交わしたり、声をかけられたり、地域の中でのふれあいやつながりがうまれます。それは、地域の中に顔見知りが増え、「ちょっと気にかけて関係」や「見守り」が少しずつ増えていくことにもなります。

地域が子どもを育てることは、子どもたちが地域の人を知り、地域を好きになることになり、子どもの成長とともに地域の成長にもつながると思います。今号では「地域で子どもを育てる」ことを目的に活動する団体を紹介します。

地域共生社会を目指して  
共に支えられ生きていく  
横浜市旭区社会福祉協議会

旭区社協の Twitter はじめました!  
<http://twitter.com/asasha1123>



アカウント名は 横浜市旭区社会福祉協議会  
旭区社協では令和3年10月1日よりTwitterを開始しました。各職員が身近な話題や福祉に関する情報などをつぶやいていますので、ぜひフォローしてください!





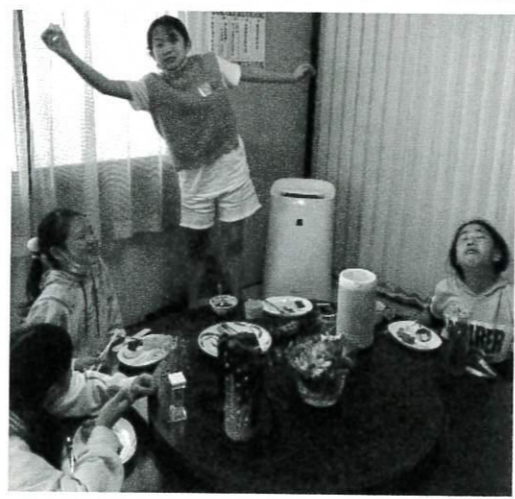
# コロナ禍でも変わらぬ居場所でありたい しみずがおか食堂



学年を超えて集える遊び場と交流の場(子ども食堂)として、平成28年度より月に1~2回開催しています。飲食店の店主と地域のボランティアで運営しており、毎回10人程度の子どもたちが参加しています。

コロナ禍で、子どもたちも学校や日常生活で色々な制約があり、気を遣って生活していることもあるので、ここでは最低限のことに気を付けつつも、これまで同様に気を遣わずに過ごせる場所にしようと継続して運営しています。

子ども食堂ではありますが、ボランティアもお手伝いに来ているというよりは、一緒に楽しんでいるといった感じで、まさに世代を超えた交流の場となっています。



子どもたちの居場所の一つになれば、そして地域に貢献できればという想いでやっています。

萬壽園店主  
池田弘次さん

子ども食堂がコロナ禍でも変わらずあることで、気を遣わずに過ごす場所や、緩やかではありつつも途切れぬ繋がりがあがるのですね。



地域の中の「子どもの居場所」とは、学校でも家庭でもない、子どもにとっての第三の居場所です。ここでのつながりが、安心して地域の中で成長する一場面となります。子どもの成長につれ、いつも笑顔で迎えてくれる大人、居場所、地域への愛着も湧いてくるでしょう。

また、子育て中の親にとっても、こういった居場所ができることで、子育ては親だけがやるものではない、と安心感を得ることができるかもしれません。

子どもの居場所は、子どもだけの居場所ではなく、多様な人がふれあい、自然にお互いを気に掛け合う場にもなり、地域が共に支えあい生きていく「地域共生社会」にもつながっていくものと考えます。

旭区社協にも開設に向けた多くのお問い合わせが寄せられています。このような居場所を皆さんと一緒に作っていただけたらと思います。

# 今宿小学校放課後自習室

校長先生の「子どもを地域で育てていきたい」との思いを受けて、令和3年度より、「放課後自習室」の取組が始まりました。体育館横の空き教室「スマイルルーム」で、子どもたちが安心して勉強できるよう、地域のボランティアの皆さんが見守っています。自宅に帰るとなかなか宿題に取り組むことができない子どもたちも、自習室では集中して学習することができるようになりました。

子どもたちが地域の大人とのふれあいを通して、今宿というまちを好きになり、やがて大人になったときに地域に恩返ししてくれるような存在になってくれることを願って、活動されています。

宿題をする子ども、  
通信教育の教材に  
取り組む子ども。  
学習の内容は  
子どもが自分で  
決めます。



「自ら学ぶ」場なので、さり気なく見守り、積極的に「教える」ということはしていません。人との接点がほしくて、おしゃべりしてしまう子もいますが、「宿題をやってからにしよう」と声かけしています。

ボランティア  
山路一朗さん

子どもたちは、ボランティアさんと顔見知りになり、いつも自習室を楽しみにしているそうです。自習室をきっかけに、日常のつながりが広がっています。



## 令和5年度 あさひふれあい助成金等の案内について

旭区内で地域活動を実施するボランティアグループ・市民活動団体、障害者等当事者団体などに助成を行います。詳細につきましては、本会HPでご案内いたしますのでご確認ください。令和5年3月中旬より、申請書類を本会窓口にて配布します。もしくはHPよりダウンロードしてご使用ください。

**あさひふれあい助成金 受付期間 令和5年4月3日(月)~4月28日(金)**

※期限を過ぎた場合受付ができませんので早目にご相談ください。